

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7	医療用機械器具

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J7	全	医療機械器具	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
定義			
医療施設において、診断、治療及び機能回復のために使用する機械器具及び設備品を分類する。医薬品及び家庭で使用される医療用品を含む。			
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
家庭用保健衛生用品→C4 ガーゼ、包帯等→C4-04 水まくら等→C4-05			
J0 J1～J7に属さないその他の一般機械器具 J1 計量器, 測定機械器具及び測量機械器具 J2 時計 J3 光学機械器具 J4 事務用機械器具 J5 自動販売機及び自動サービス機 J6 保安機械器具等			
・医療用リモートコントローラーは J7 台各分類へ(小型携帯型は除く(→H7-122))。			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-0	その他の医療用機械器具

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J7-0	全	その他の医療用機械器具	

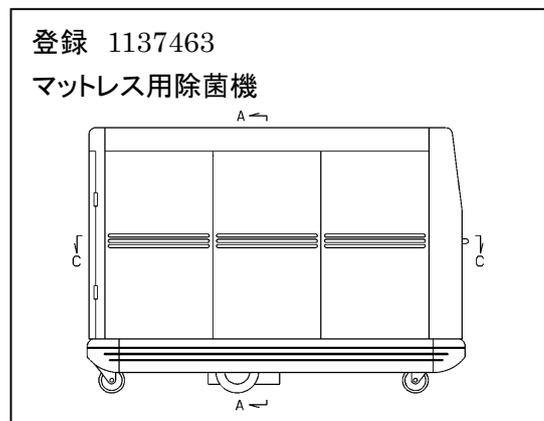
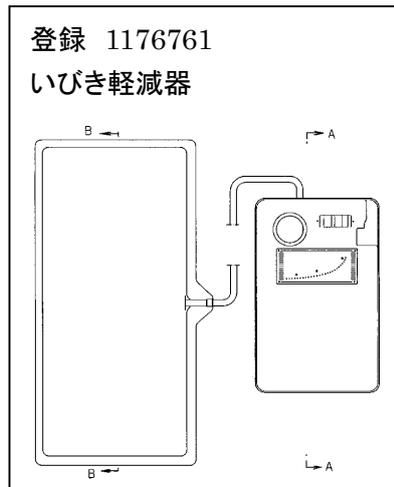
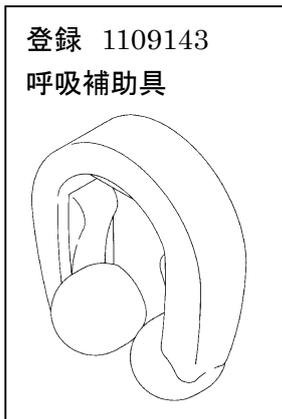
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
呼吸補助具	ノーズクリップ	いびき軽減器
セラピー用カプセル	錠剤切断具	

定義

医療用品及び医療施設で使用する機械器具のうち下位分類肢に含まれないもの。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)
サイクル型身体鍛錬具→(E3-0100)。

分類付与運用メモ（付与優先関係、懸案事項など）		
理美容器具用殺菌ケースはここに在り。		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-100	医療用品等

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-10	一	医療用品等

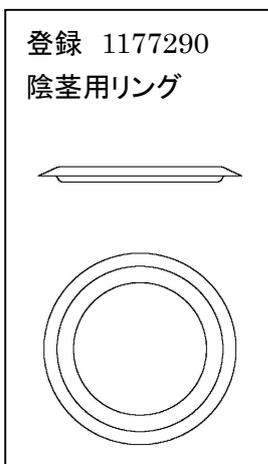
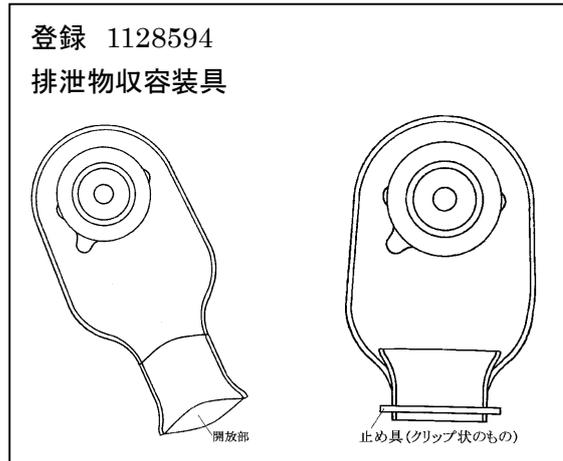
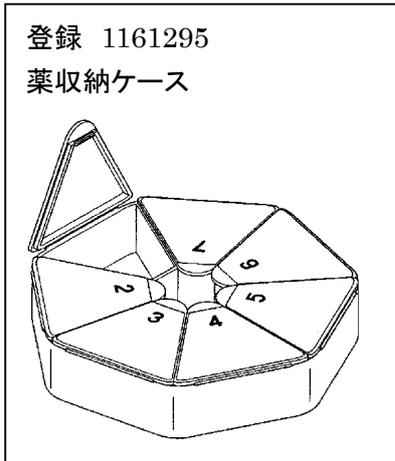
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C5-230	コップ、湯飲み等

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
吸飲み	薬剤塗布器	水虫予防具
人工肛門用装具	鼻水吸い取り器	携帯用薬入れ
薬剤分配具	浣腸器	

定義

医療用品及び治療補助具等。
治療効果に疑問がある、簡易治療器も含む。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)
薬の販売・流通段階で保護・運搬目的で包装する容器→(F4)。

分類付与運用メモ（付与優先関係、懸案事項など）		
医療用品及び治療補助具のうち下位分類肢に含まれることが明確なものは除く。 物品名から明らかに医療用と分かるもののみ含む。		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-11	医薬品

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-11	全	医薬品

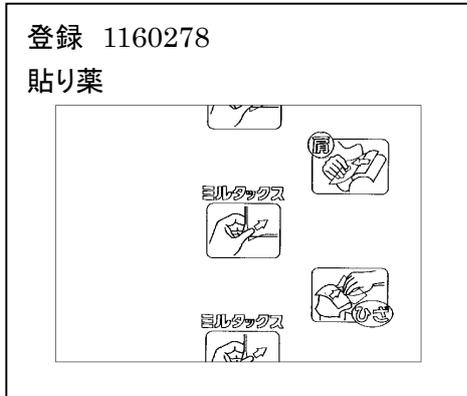
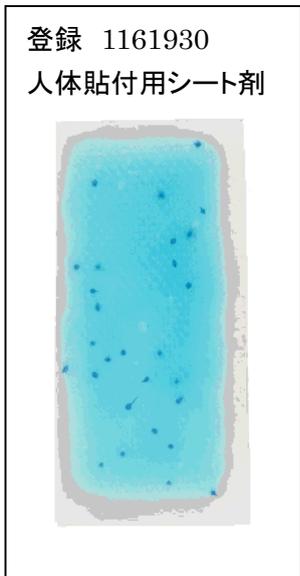
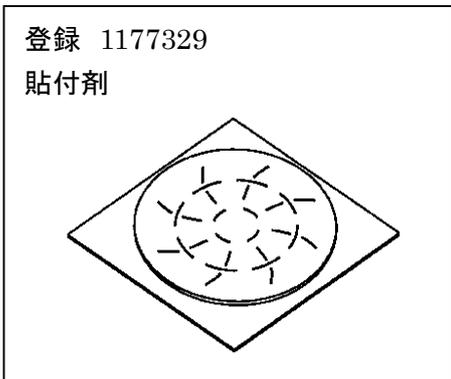
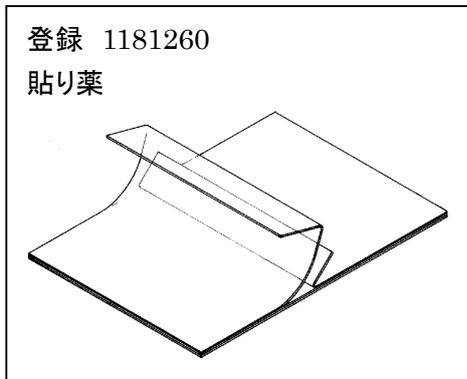
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
B7-10	化粧品
C4-04	ガーゼ、包帯等

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
固形薬品	貼り薬	

定義

固体として明確に形状を特定できる医薬品。薬理効果のあるもの。
 なお、液体、粉体の薬品は意匠法上含まれない。



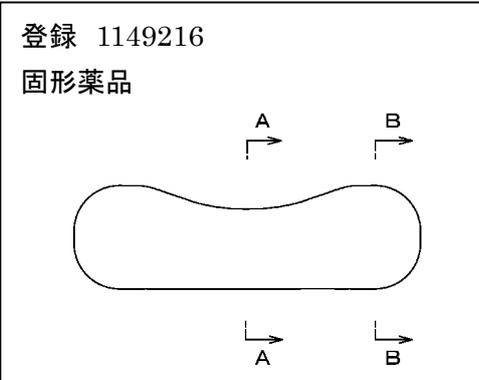
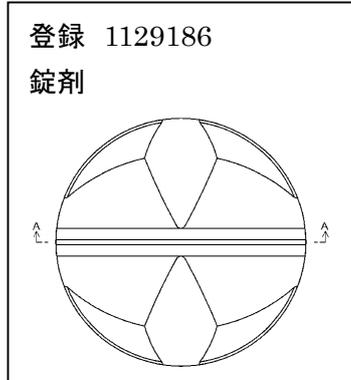
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)
 薬を含まない単なるばんそうこうは→(C4-04)。
 「貼付剤」との名称でも、(医療的薬理効果についての言及がなく、)パックシートの類として化粧品として扱うべきものは→(B7-10)。

分類付与運用メモ（付与優先関係、懸案事項など）		
下位にDタームを展開する。食べるもの→(J7-11A)。		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
J7-11	A	経口薬

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-11	一	医薬品

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
A1-00	その他の製造食品及び嗜好品
A1-100	製造食品

定義(図例必須)		
錠剤、タブレットなど。経口で薬理効果を発揮する医薬品。		
登録 1138973 固形薬品 	登録 1149216 固形薬品 	登録 1129186 錠剤 

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

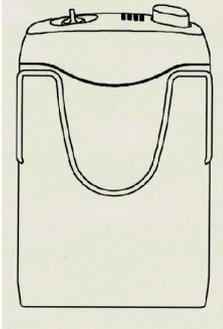
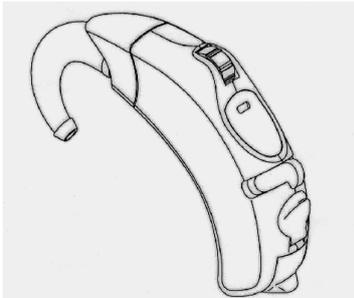
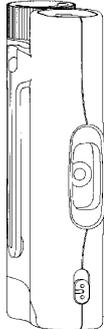
経口でない医薬品には付与しない。

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)
いわゆる「サプリメント」等の栄養補助のための固体で、医療的薬理効果について情報が不足するものがあつた場合は、物品の名称に「…食品」とついたら→(A1-100)、「タブレット」「錠剤」とついたら→(J7-11A)。
対応する旧意匠分類において、本分類はJ7-11より全部移行となつていたが、これは誤りであつたので、一部移行に修正した(2005. 12. 26)。

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。

過去に分類した物品の名称		
固形薬品		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-14	補聴器

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J7-14	全	補聴器	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
補聴器			
定義			
<p>聴覚障害のための機能補助器具。 部品も含む。</p>			
登録 1160794 補聴器 	登録 1110567 補聴器 	登録 1090215 補聴器 	登録 1168184 補聴器 
<p style="color: red;">他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠) 他の意匠分類との境界は比較的明確である。</p>			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
上記に同じ。			
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-15	救急箱

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-15	全	救急箱

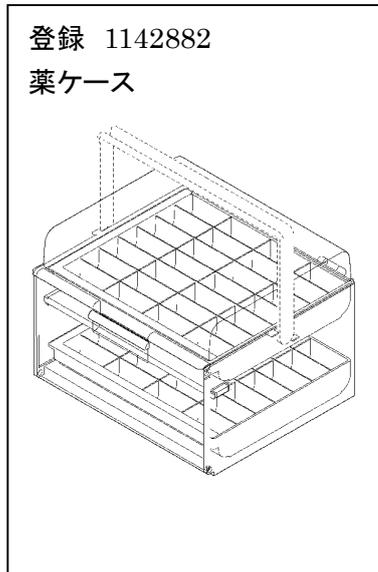
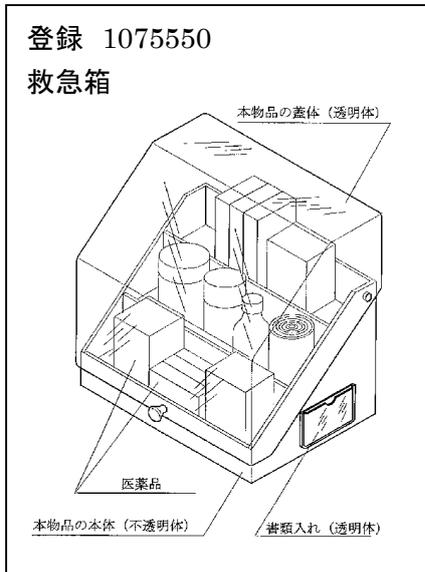
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C0-110	卓上身の回り品整理箱
C0-112	装身具整理用具
C0-31	裁縫箱
D6-440	整理箱
F2-7120	事務用品整理用具
K2-72	釣用小物ケース

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品	
救急箱	

定義

医療用品、医薬品を専門に収容し 救急時の対策として家庭等に常備しておくための箱。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

物品名、物品の説明、図面等から救急用品を収納することが明確になっていない汎用性のある小物整理箱は→(C0-110)。

分類付与運用メモ（付与優先関係、懸案事項など）		
用途、および機能上 他の意匠分類との境界は比較的明確である。		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-160	あんま器等

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-16	全	あんま器等
J7-16A	全	あんま器等(電動ハンディー型)
J7-16B	全	あんま器等(平板マット型)
J7-16C	全	あんま器等(いす型)
J7-16D	全	あんま器等(ベルトマッサージ型)

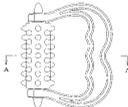
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C4-1020	あかすり等
D7-31	ベッド(病室用ベッド)
C4-110	洗髪用具

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
あんま器	指圧器	ベルトマッサージ機
空圧マッサージ器	顔面マッサージ器	孫の手

定義

機械的刺激を加えて筋肉等をほぐし、健康維持回復を図るもの。
部品・付属品もそれぞれの類において含む。

登録 01124640 ツボ押し具 	登録 01094845 指圧器 	登録 01162179 マッサージ具 	登録 01091917 身体マッサージ具 	登録 01111207 空圧マッサージ器 用圧迫具 
登録 01129090 電気マッサージ器 	登録 01129836 電気マッサージ器 	登録 01160611 マッサージ機 		

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

熱圧治療器は含まない。→(J7-51)

洗顔器、超音波洗顔器、顔面蒸気浴器は→(C4-120)。

マッサージや指圧を行う機能を有するもののうち、矯正用・整体用として用いるものはJ7-70に分類する。

指圧等の突起等が付いていても、枕はC1-11台、クッションはC1-2台に分類する。電気等により、物理的に振動等を与えるものは、J7-160ないしJ7-70に分類する。

■B7-320(ヘアーブラシ)、C4-110(洗髪用具)との関係

①ヘアーブラシに近い形状

(毛の密度や持ち手等から髪をとかすことが想起される形状)のもの→B7-320

②主としてブラッシングに用いられるもの→B7-320

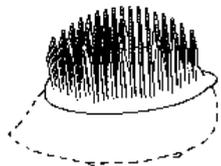
③主として洗髪に用いられるもの→C4-110

④上記①～③に該当せず、主として頭部のマッサージに用いられるもの→J7-160

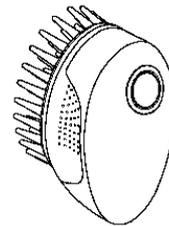
J7-160 登録1341898
頭部マッサージ具



B7-320 登録1311646
マッサージ具



C4-110 登録1282790
電気シャンプーブラシ



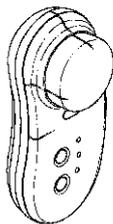
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

磁石入りマッサージ機等もここに含む。

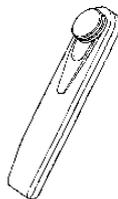
【美顔器(C4-110)、あんま器(J7-160)の関係】

超音波・高周波・中周波・低周波・イオン・光などを発生させるもので、主として内方の筋肉ではなく、皮膚表面や表面近傍に刺激を与えたり、美容液の浸透を促したり、洗顔効果を与えたりするもの(美容を目的とするとの記載のあるもの)は、C4-000に分類する。

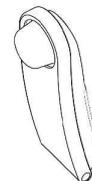
C4-000 登録1336450
超音波美容マッサージ器



C4-000 登録1245753
イオン導入器付き超音波美顔器



C4-000 登録1334132 美容器具
物品の説明:「本物品は、皮膚の汚れを電氣的に取り除くことができる美容器具である。」



過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
J7-160	AA	電動ハンディ型

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-16A	全	あんま器等(電動ハンディー型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
C4-120	洗顔器	
B7-320	ヘアブラシ	
定義(図例必須)		
<p>機械的刺激を加えて筋肉等をほぐし、健康維持回復を図るもののうち、マッサージヘッド部分が電動で駆動し手に持って使用するもの。 部品、付属品も含む。</p>		
登録 01134721 マッサージ器 	登録 01129835 電気マッサージ器 	登録 1146067 電気刺激器 
他のDタームとの関係(付与しない意匠) 他のDタームとの境界は明確である。		
分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など) 他の意匠分類との境界は比較的明確である。		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
AB	いす型	
過去に分類した物品の名称		
電気あんま器	指圧器	
顔面マッサージ器	電動孫の手	

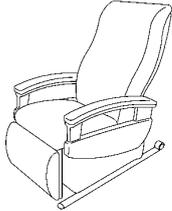
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
J7-160	AB	いす型

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-16C	全	あんま器等(いす型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
D7-250	特殊用途腰掛け及び特殊用途いす

定義(図例必須)

機械的刺激を加えて筋肉等をほぐし、健康維持回復を図るもののうち、いす型のもの。部品、付属品も含む。

登録 01163405 マッサージ機 	登録 01174379 マッサージ椅子 	登録 01129814 マッサージ椅子 	登録 01143910 マッサージ器 	登録 01144539 マッサージ椅子 
---	--	--	---	--

他のDタームとの関係(付与しない意匠)
 他のDタームとの境界は明確である。

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

他の意匠分類との境界は比較的明確である。

このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
AA	電動ハンディー型	

過去に分類した物品の名称		
あんまいす		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-20	診療施設用機械器具

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-20	全	診療施設用機械器具

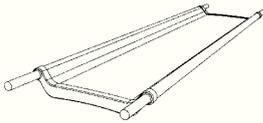
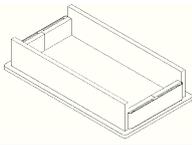
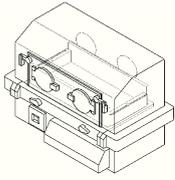
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C4-231	おしぼり加熱器(おしぼり加熱器・タオル蒸し器)

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
D3-651	医療用照明器具
D7-252	医療用いす
D7-31	病室用ベッド

この分類に含まれる物品		
担架	保育器	離被架
消毒器		

定義

診療施設用、設備機器。医者の上に置く物、器具。

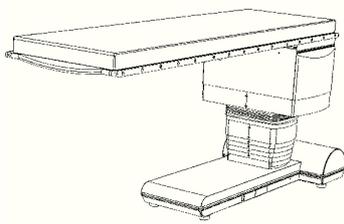
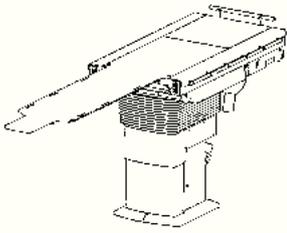
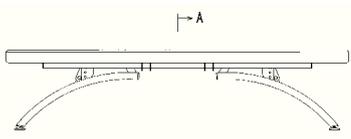
<p>登録1130902 J7-20 担架</p> <p>【参考斜視図】</p> 	<p>登録 1142058 J7-20 保育器用マットレス</p> 	<p>登録 1176617 J7-20 うがい受け容器</p> 
	<p>保育器</p> 	

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)
 歯科用を除く。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)
 部品、付属品はそれぞれの類に含む。

過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-210	医療用診察台

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-21	全	手術台
J7-22	全	患者監視機付き医療用ベッド
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
D7-31	病室用ベッド	
D7-252	医療用いす	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
手術台		
医療用診察台		
定義		
診察・診療、手術・施術のための医療用寝台。		
登録 1107887 J7-21 手術台 	登録 1123268 J7-22 患者用治療台 	登録 1173329 J7-22 診察寝台 
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠) 病室に使用するベッドは→病室用ベッド(D7-31) 運動訓練機付ベッド→(J7-70) いすの形態をとるものについて、物品名に「いす」とつくもの→(D7-252)		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
旧分類による呼称で「医療用ベッド」というものがあるが、これを「病室用ベッド」と混乱しないようにしたい。		
過去に分類した物品の名称		
医療用ベッド		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-23	患者運搬車

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J7-23	全	患者運搬車	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
D7-31	病室用ベッド

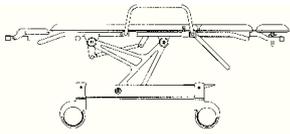
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品	
患者運搬車	

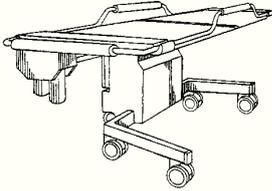
定義

患者を運搬する台車。ストレッチャー。

登録 1108149
J7-23
ストレッチャー-

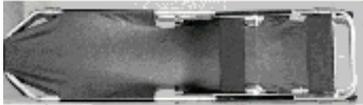


登録 1132311
J7-23
患者運搬車



登録 1165795
J7-23
ストレッチャー-





他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)
担架→(J7-20)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称	

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-300	診断用機械器具

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-30	一	診断用機械器具
J7-31	全	聴診器及び打診器

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H2-600	制御機器
H6-20	通信装置用基本的機器
H6-40	チューナー等
H6-6	電子計算機用中央処理機
H7-30	無線通信機

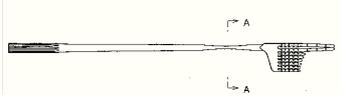
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
内視鏡用制御機	聴診器	打診器

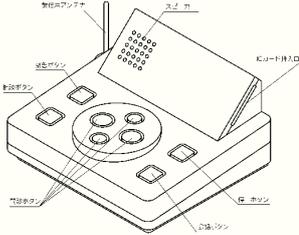
定義

医者が患者の診断に使う器具。部品・付属品はそれぞれの分類に含まれる。

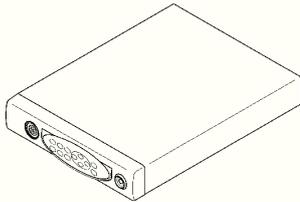
登録1107595
「子宮頸部の細胞採取具」



登録1105966
「医療データ入力機」

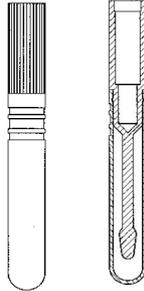
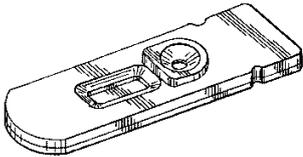


登録1173282
「内視鏡用制御機」



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- 生体现象を計るのは→(J7-330)
- 生体機能を計るのは→(J7-340)
- 歯科用を除く。→(J7-6)
- 体重計を除く。→(J1-2101)
- 採取した生体組織を分析するものは→(J1-51)。
- 分析機用試薬容器、検査用具は→(J1-519)。

<p>登録116762 「採血用容器」 J1-519</p> 	<p>登録1108368 「検便器」 J1-519</p> 	<p>登録1157870 「免疫試験用カセット」 J1-519</p> 
--	---	---

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

<p>過去に分類した物品の名称</p>		
<p>内視鏡用制御機</p>		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-32	舌圧子、消息子及び医科用鏡器

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J7-32	全	舌圧子、消息子及び医科用鏡器	

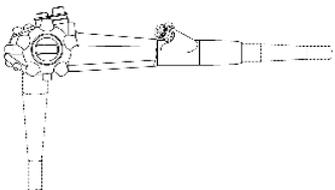
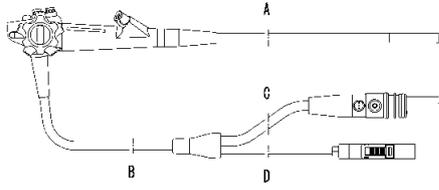
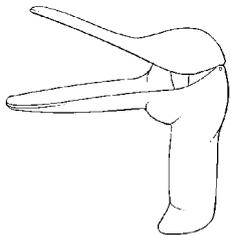
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
舌圧子	額帯反射鏡	膀胱鏡
消息子	腔鏡	内視鏡

定義

診断時に使用する器具。

<p style="font-size: small;">登録 1167992 「内視鏡」</p> 	<p style="font-size: small;">登録 1173737 「内視鏡」</p> 	<p style="font-size: small;">登録 1180151 「検鏡」</p> 
---	--	--

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

歯科用カメラ(口の中)は→(J7-62)。
 ファイバースコープ(産業用内視鏡)は含まない。→(J3-10)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

--

過去に分類した物品の名称

--

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-330	生体現象監視検査用機械器具

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J7-330	全	生体現象監視検査用機械器具	

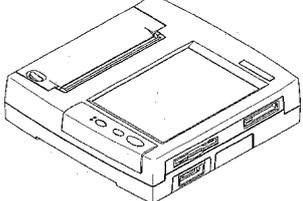
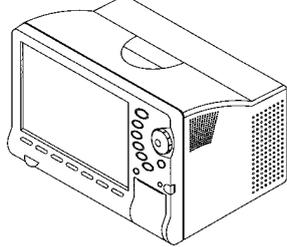
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-62 代	データ表示機等	

再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	

この分類に含まれる物品		
脈拍計	骨密度測定機	

定義

生体現象(脈拍、呼吸数、脳波等)を監視・検査する機器。刻々動いている状態を知るもの。

<p>登録 1174118 「脈波計測器」</p> 	<p>登録 1149018 「心電計」</p> 	<p>登録 1127163 「患者監視用機器」</p> 
---	---	---

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- 生体機能を計るのは→(J7-340)
- 体温計は含まない。(J1-230)
- 尿、血液等体液の分析機器は含まない。→(J1-51)

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

■ H7-62 代(データ表示機等)との関係
 医療用表示機については、意匠に係る物品及び意匠の説明より、その用途・機能が医療用機械器具(医療施設において、診断、治療及び機能回復のために使用する機械器具及び設備品)であると判断できるものはJ7に分類する。医療用以外の用途にも使用する表示機や汎用の表示機はH7に分類する。また、画像デザインについても同様に本体の用途・機能に基づいて分類する。

過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-331	血圧検査用機械器具

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J7-331	全	血圧検査用機械器具	

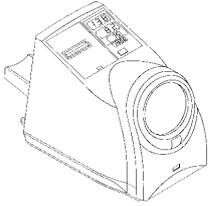
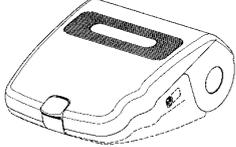
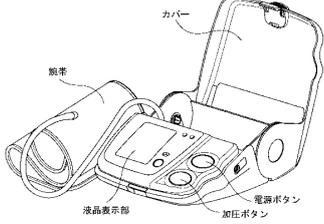
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
J1-33	圧力計

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
血圧計	血圧計用腕帯	

定義

血圧検査用機械器具。

<p>登録 1106608 「全自動血圧計」</p> 	<p>登録 1108494 「血圧計」</p> 	<p>登録 1127962 「血圧計」</p> 
<p>登録 1140061 「血圧計」</p> 	<p>登録 1174056 「血圧計」</p> 	

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

他の意匠分類との境界は比較的明確である。

過去に分類した物品の名称	
--------------	--

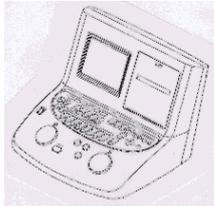
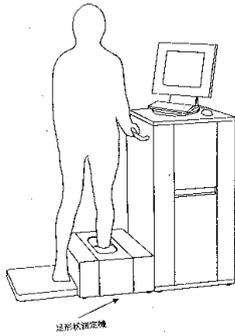
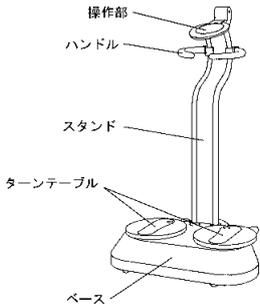
意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-340	生体機能検査用機械器具

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J7-340	全	生体機能検査用機械器具	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
オージオメーター	背筋力計	聴力計
偏平足検診器	肺活量計	体脂肪計
握力計		

定義		
生体機能(臭覚・視覚・聴覚・味覚・触覚・運動機能)を検査するためのもの。		
登録 1126577 「オージオメータ」 	登録 1124932 「足形状測定機」 	登録 1125448 「股関節回転可動域測定機」 

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)
 生体現象を計るのは→(J7-330)

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-341	検眼用機械器具

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J7-341	全	検眼用機械器具	

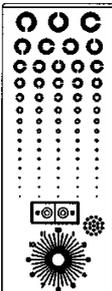
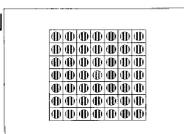
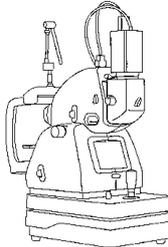
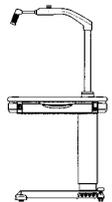
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
視力計	色盲検査器	視力表
視野計	視力検査器	検眼用眼鏡
視力表用掛け台		

定義

視機能を検査するための機器。

登録 1105938 号 「視力検査器」 	登録 1140684 号 「眼屈折測定器」 	登録 1145227 号 「視野検査表」 	1076900 号 眼底カメラ 
登録 1174102 号「眼圧計」 	登録 1105942 号 「検眼用テーブル」 		

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

治療を目的とする専門的眼科機器は含まない。→(J7-4台)

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称	
眼底カメラ	

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-35	医療用身体採寸具

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-35	全	医療用身体採寸具

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C0-36	裁縫用採寸具
J1-100	一般長さ計
F2-3100	製図用定規

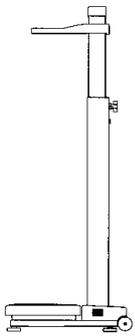
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
身長計	尿道口計測器	骨盤計
座高計	骨格ゲージ	

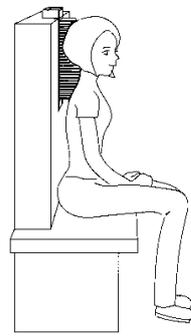
定義

医療用 身体各部の寸法測定具。

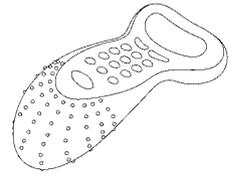
登録 1173461
「身長計」



登録 1126250
「後頭部・後首部形状計測用椅子」



登録 1127365
「脚部測定器」



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

他の意匠分類との境界は比較的明確である。

過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-360	医療用撮影機及び関連機械器具

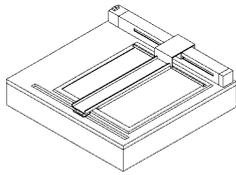
対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-360	全	医療用撮影機及び関連機械器具
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-120	操作用機器	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
シャウカステン	医療用超音波撮影機用測定器	エックス線断層診断機用操作卓
医療用エックス線防護壁	超音波診断機	医療用エックス線撮影台

定義

身体の機能を影像化する医療用撮影機及び撮影台、シャウカステン、防護壁等関連機器も含む。
 歯科用も含む。

登録 1172948

「シャウカステン」



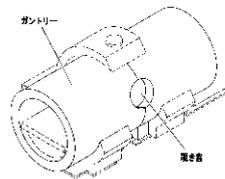
登録 1174256

「医療用放射線カセット」



登録 1129972

「磁場計測機」



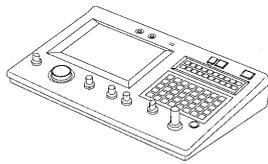
登録 1145884

「超音波診断機」



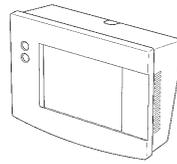
登録 1108570

「エックス線横断層診断機用操作器」



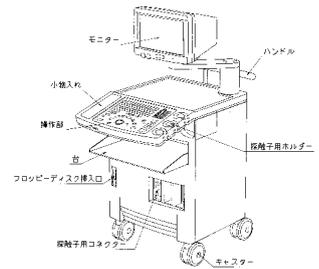
登録 1158938

「医療用エックス線制御機」



登録 1107912

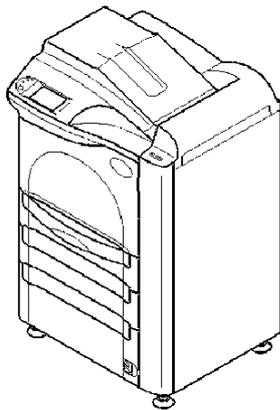
「超音波診断機」



CTスキャナ、MRI、超音波診断装置などの医療用診断装置の電気信号による診断画像をプリント出力する機器も含む。

登録 1169818

医療用画像記録機



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

医療用超音波診断機用探触子は含まない。→(J1-79A)

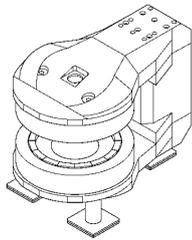
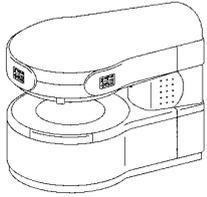
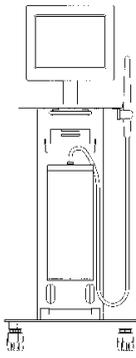
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
J7-360	A	撮影機または照射器をもつもの

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-360	—	医療用撮影機及び関連機械器具

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

定義(図例必須)		
医療用撮影機及び関連機械器具のうち撮影機または照射器をもつもの。 歯科用も含む。		
登録 1141648 「磁気共鳴断層撮影用磁界発生器」 	登録 1172330 「磁気共鳴横断層診断機」 	登録 1130312 「歯科用口腔内撮影機」 

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。

過去に分類した物品の名称		
磁気共鳴断層撮影用磁界発生器		

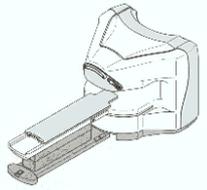
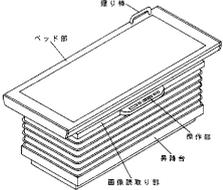
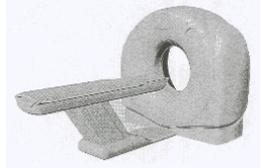
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
J7-360	B	撮影台をもつもの

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-360	一	医療用撮影機及び関連機械器具

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

定義(図例必須)

医療用撮影機及び関連機械器具のうち患者用の撮影台をもつもの。
歯科用も含む。

登録 1126171 「核磁気共鳴断層撮影機」 	登録 1147900 「医療用エックス線画像読取り機」 	参考図 
--	--	---

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。

過去に分類した物品の名称	
医療用超音波撮影機	

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-361	医療用エックス線カメラ

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-361	全	医療用エックス線カメラ

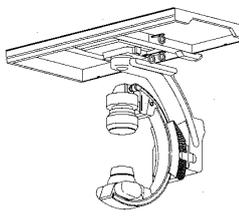
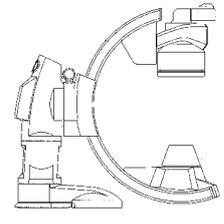
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
医療用エックス線カメラ	医療用エックス線撮影機	

定義

エックス線を使用する撮影機のみ含まれる。
 歯科用も含む。

登録 1172126 「医療用エックス線撮影機」 	登録 1124444 「医療用エックス線撮影機」 	登録 1154586 「エックス線透視撮影台」 
--	--	---

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

他の意匠分類との境界は比較的明確である。

過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-362	一組の医療用機器セット(医療用エックス線撮影機及び関連物品等から構成されるもの)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-10	一	医療用品等
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
一組の医療用機器セット		
定義		
一組の医療用機器セットのうち、医療用エックス線撮影機及び関連物品等(例:検査台、撮影用関連器具等)から構成されるものを分類する。歯科用も含む。		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
この分類は組物の意匠分類であり、Dターム VZQ を付与する。		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-400	手術用機械器具及び処置用機械器具

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-40	一	手術用機械器具及び処置用機械器具
J7-45	全	麻酔機械器具
J7-47	全	医療用身体洗浄器

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C4-141	口腔洗浄器等(口腔洗浄器)
C4-17	携帯用ビデ(膣洗浄器)

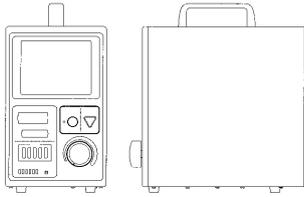
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
イルリガートル用掛け台	輸液ポンプ	膀胱洗浄器
点滴制御器	麻酔器	肛門洗浄器

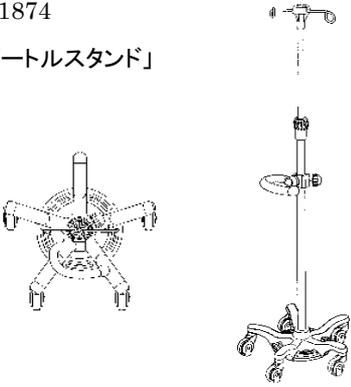
定義

患者に対し治療の目的をもって直接に関与する機器及びそれらの補充的器具。
 薬剤直腸注入器、麻酔用器具一般、医療用身体洗浄器、患部の洗浄器、カテーテル固定具を含む。
 手術用顕微鏡を含む。

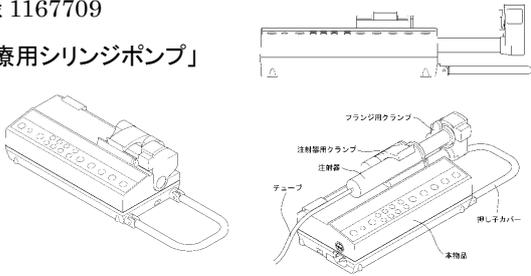
登録 1109025 「血液ポンプコントローラー」



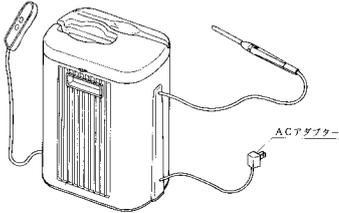
登録 1151874
「イルリガートルスタンド」



登録 1167709
「医療用シリンジポンプ」



登録 1125629
「衛生洗浄器」



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

鍼麻酔用針を除く。→(J7-500)

医療用管及び接続器具(その意匠に中空部が形成され、液体等を通させるもの)は→J7-43

願書及び図面の記載から、医療用器具(カテーテルや点滴チューブ等)を皮膚に固定するためのものであるかどうか不明確な、傷の保護に用いるばんそうこうやドレッシングは→C4-04

いわゆる自動注射器のように人体に貼付して薬液を注入等するものは、内部にポンプを有していても→J7-42

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

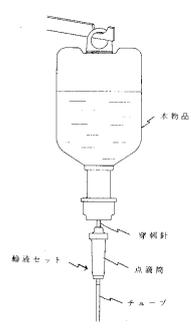
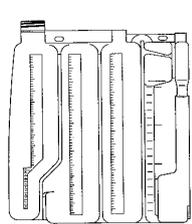
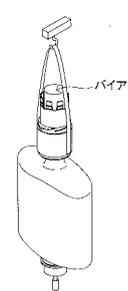
過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
J7-400	A	容器が現れているもの

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-40	一	手術用機械器具及び処置用機械器具(輸液容器)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

定義(図例必須)

<p>登録 1120344 「輸液容器」</p> 	<p>登録 1138766 「医療用低圧吸引排出容器」</p> 	<p>登録 1171112 「薬液封入用灌注器」</p> 	<p>登録 1123134 「医療用薬液容器」</p> 
---	--	--	--

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

袋状か容器体がいまひとつ不明確なものはここへ分類する。

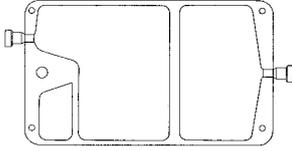
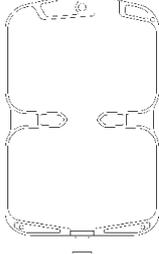
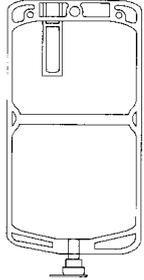
このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称
B	容器が現れているもので、袋状のもの

過去に分類した物品の名称

輸液容器	

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
J7-400	B	容器が現れているもので、袋状のもの

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-40	一	手術用機械器具及び処置用機械器具(輸液バッグ)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
定義(図例必須)		
登録 1105622 「輸液バッグ」 	登録 1170746 「薬液バッグ」 	登録 1122566 「輸液バッグ」 
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など) Dタームの名称により、他のDタームとの境界は明確である。		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	
A	容器が現れているもの	
過去に分類した物品の名称		
輸液バッグ		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-41	手術用鋼製器具及び処置用鋼製器具

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-41	全	手術用鋼製器具及び処置用鋼製器具

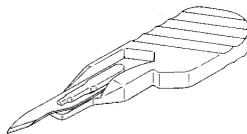
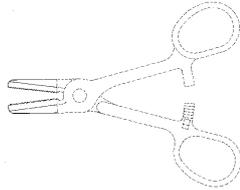
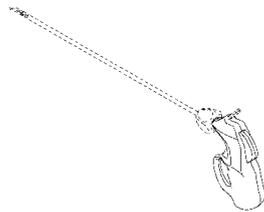
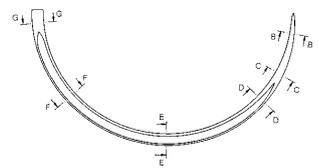
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
K6-72	化学実験用採取器(ピンセット)

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
手術用メス	手術用はさみ	手術用鉗子
手術用ナイフ	胃腸縫合機	手術用鉤
手術用ピンセット	手術用鋭匙	縫合針

定義

手術に使用する鋼製の利器等。手術時の補助的鋼製器具(開口・開創器)も含む。

登録 1103410 「手術用メス」 	登録 1169069 「鉗子」 	登録 1154982 「手術用鉗子」 	登録 1115995 「手術用針」 
--	---	---	---

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

ピンセットの主たる分類は→K6-72。ここに事務用及び理化学用のピンセットを分類する。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

--

過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-42	注射器具及び穿刺器具

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J7-42	全	注射器具及び穿刺器具	

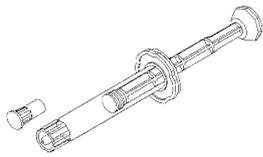
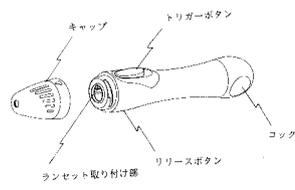
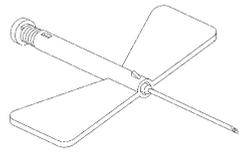
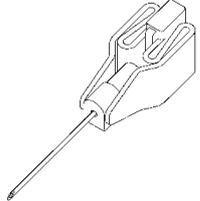
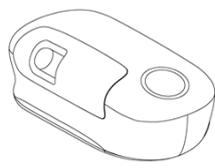
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
套管針	採血刀	ランセット
骨髄穿刺針	採血器	採血針キャップ
注射針	輸血器	注射針キャップ
注射器	注射筒	

定義

薬剤の注入、体液の採取、等に使用する先端部が鋭利な針状器具。
 人体に貼付する、いわゆる自動注射器を含む。人体に貼付するもの場合は針の有無を問わない。

登録 1122348 「注射器」 	登録 1138946 「採血用ランセット穿刺具」 	登録 1165175 「動静脈針」 	登録 1162217 「採血用針」 
登録 1606018 「自動注射器」 	登録 1753905 「オンボディ型の充填可能な注射器」 		

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

薬液等の注入・吸入ポンプは含まない。→(J7-400)

採血・輸血・輸液用バッグ単体は、含まない。→(J7-400)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-43	嘴管、体液誘導管等

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-43	全	嘴管、体液誘導管等

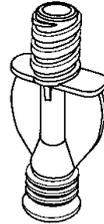
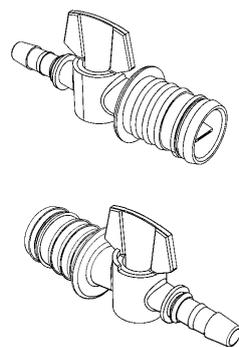
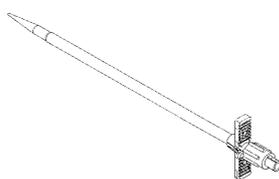
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
カテーテル	カテーテル接続器	タコ管
咽頭カテーテル	カテーテル用チューブ	三方活栓
尿道カテーテル	気管カニューレ	

定義

薬剤の注入・体液の排出等に用いられる、管及び接続器具(その意匠に中空部が形成され、液体等を通過させるもの)。
活栓も含む。

<p>登録 1153866 「カテーテル」</p> 	<p>登録 1121570 「カテーテル用接続具」</p> 	<p>登録 1137783 「医療器具用逆支弁、バルブ付接続具」</p> 
<p>登録 1105216 「カテーテル用チューブコネクター」</p> 	<p>登録 1138712 「鼻孔カニューラ」</p> 	

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)
医療用の管を単に固定するためのもの等、中空部が形成されておらず、液体等を通過させるためのものではない場合は→J7-400

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-44	医療用噴霧機械器具及び医療用吸入機械器具

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-44	全	医療用噴霧機械器具及び医療用吸入機械器具

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
酸素吸入器	医療用酸素濃縮器	酸素吸入器用ケーシング
ネブライザー	酸素呼吸用マスク	点鼻薬容器

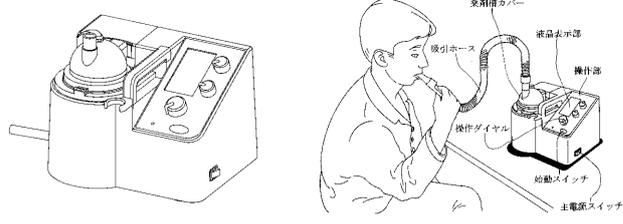
定義

呼吸活動の補助や、薬剤の噴霧・吸引により治療・処置するための医療用機械器具。
家庭で使用する医薬品の噴霧器も含む。

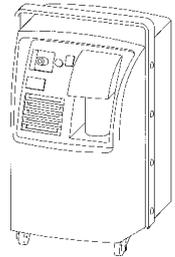
登録 1104114 「酸素吸入器」



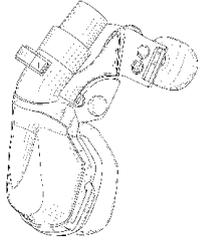
登録 1103786 「ネブライザー」



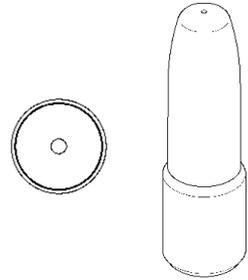
登録 1121124
「医療用酸素濃縮器」



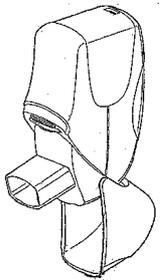
登録 1168016
「呼吸補助器用マスク」



登録 1154838
「点鼻薬容器」



登録 1153377
「吸入器」



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

経口、経鼻でない医療用噴霧機械器具・吸入機械器具(例えば、手術において切開した人体の内部に、止血剤等の薬液を噴霧するために用いる噴霧器等)は、J7-44には含まれず、J7-400等に含まれる。

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

他の意匠分類との境界は比較的明確である。

過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-46	内臓機能代用器

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-46	全	内臓機能代用器

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

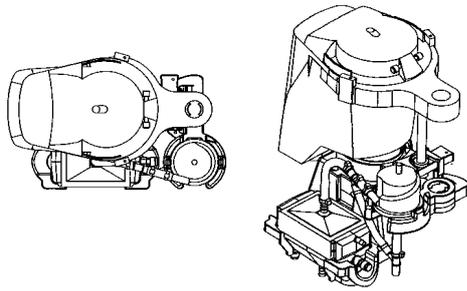
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
人工心肺機	人工透析機	人工透析用透析ケース

定義

臓器の代用機械器具。

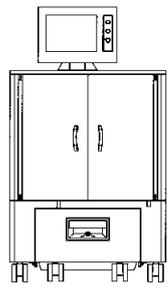
登録 1155927
「人工心肺機」



登録 1135896
「人工肺」



登録 1153165
「人工透析機」



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

他の意匠分類との境界は比較的明確である。

過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-500	理学的療法機械器具

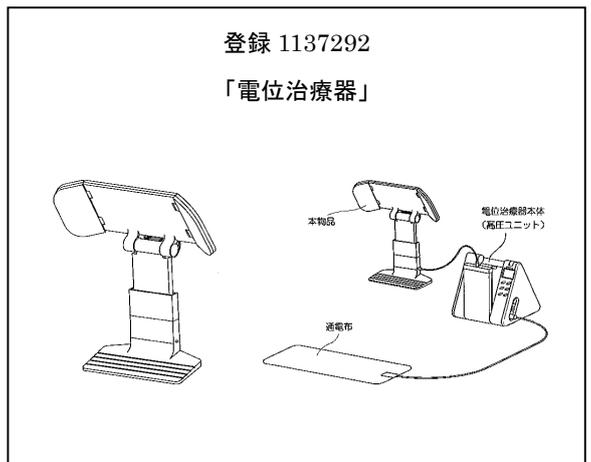
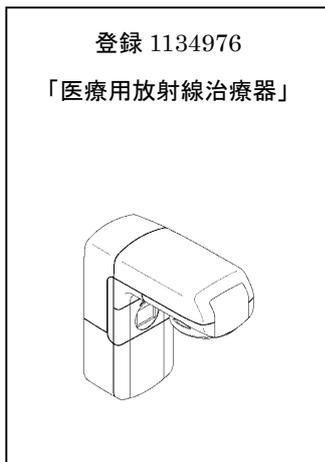
対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-50	全	理学的療法機械器具
J7-53	全	鍼治療器

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
超音波治療器	電位治療器	鍼灸用針ケース
高周波治療器	鍼きゅう針	鍼灸用針筒

定義
 音波・電波等理学的刺激により、治療するもののうち、下位に展開する分類に属さないもの。部品・付属品も含む。
 鍼治療用具全般はここに分類する。鍼麻酔用具も含む。

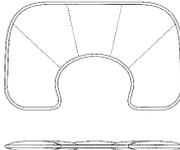
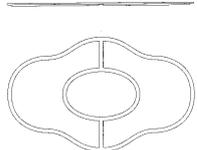


他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

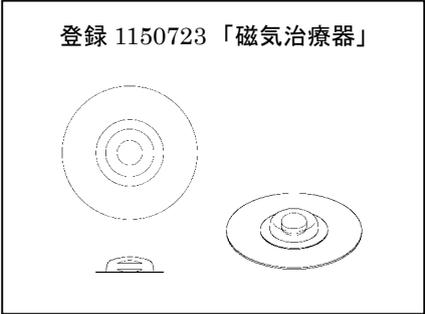
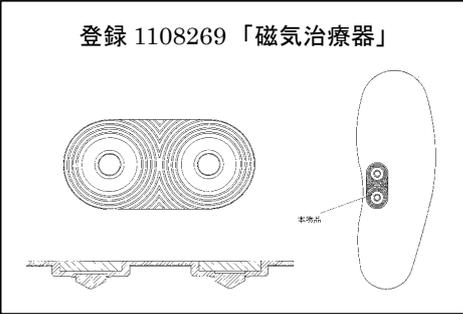
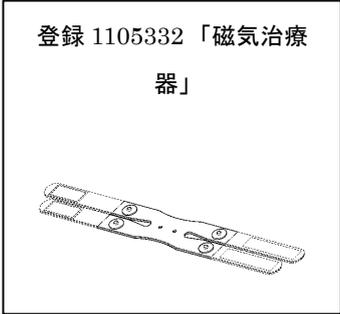
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)
 下位に各方式で分類を展開するが、全体に他分野の意匠分類との境界は比較的明確である。

過去に分類した物品の名称	
---------------------	--

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-51	熱治療器

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品			
J7-51	全	熱治療器			
参考分類・参考物品					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
再掲載指示					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
この分類に含まれる物品					
温きゅう器	熱圧治療器	発熱シート			
温熱サポーター	電気温きゅう器				
定義					
<p>熱(低温・高温)刺激により治療するもの。 指圧効果を加えた熱圧治療器も含む。</p>					
登録 1107507 「温灸器」 	登録 1135379 「温きゅう器」 	登録 1153059 「温熱冷熱パッド」 	登録 1166095 「温熱外用材」 		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)					
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)					
他の意匠分類との境界は比較的明確である。					
過去に分類した物品の名称					

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-52	磁気治療器

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-52	全	磁気治療器
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
磁気治療器	磁石付きばんそうこう	磁気治療用磁気単位体
定義		
磁気刺激のみで治療するもの及び医療用磁石単位体を分類する。		
登録 1150723 「磁気治療器」 	登録 1108269 「磁気治療器」 	登録 1105332 「磁気治療器」 
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
磁気マッサージ機(J7-16)を除く。		
磁気ネックレス(B3-31)を除く。		
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-54	低周波治療器

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-54	全	低周波治療器

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
低周波治療器	低周波治療器用導子	

定義

低周波治療用具全般。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

他の意匠分類との境界は比較的明確である。

過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-55	光線治療器

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-55	全	光線治療器

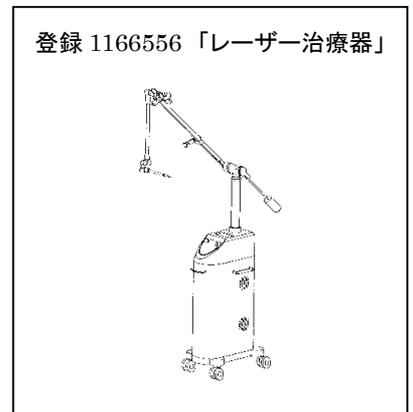
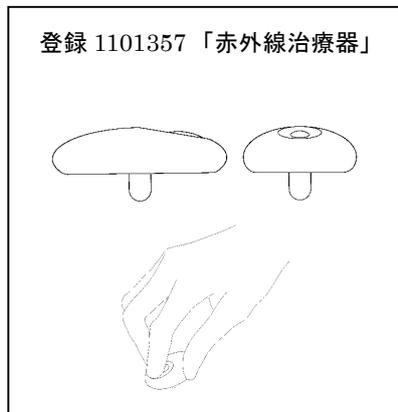
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
水銀灯治療器	赤外線治療器	紫外線治療器
レーザー治療器		

定義

光を用いて治療する機械器具。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

他の意匠分類との境界は比較的明確である。

過去に分類した物品の名称	

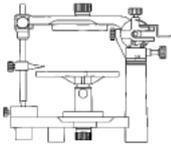
意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-56	治療浴機

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-56	全	治療浴機
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
蒸気治療浴機	電熱治療浴機	水治療用浴槽
水治療機		
定義		
治療用浴機及び部品。		
登録 1119560 「下肢用浴槽」 	登録 1166678 「炭酸泉治療用足浴槽」 	登録 1166062 「足浴器」 
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)		
他の意匠分類との境界は比較的明確である。		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-57	医療用イオン発生機等

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J7-57	全	医療用イオン発生機等	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
医療用イオン発生機	医療用オゾン発生機		
定義			
人体に作用し、健康的効果を期待するイオンを発生させる医療用機械器具。 オゾン発生機も含む。			
登録 1425713 「ラドン発生器」 	登録 1013790 「イオン効果治療具」 		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
イオン水製造機、イオン交換機、イオン発生素子→(K6-400) 家庭内において脱臭を目的にイオンを発生させるものは→(C4-3100) 空気中の塵埃等を除去するためにイオンを発生させるものは→(D4-340) 自動車の車内においてイオンを発生させるものは→(D4-353) 静電気除去のためイオンを発生させるものは→(H2-32)			
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)			
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-60	歯科用機械器具

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-60	全	歯科用機械器具
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
咬合器	歯科用インプラント	
歯科用鑄造機	人工歯	
定義		
歯科用機械器具の雑。歯科技工士用機械器具も含む。		
J7-60 登録 1113834 「インプラント」 	J7-60 登録 1174414 「歯科インプラント用アパットメント」 	J7-60 登録 1167184 「歯科用咬合器」 
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)		
工具(K1)のうちペンチ、携帯用電気グラインダーのハンドピース部(K1-3210)等が 参考対象分野として懸念されることがまれにある。		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-61	歯科診察室用機械器具

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-61	全	歯科診察室用機械器具

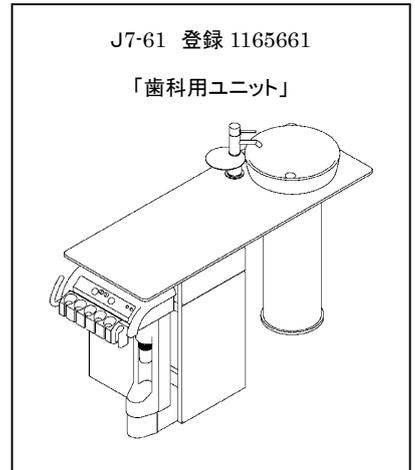
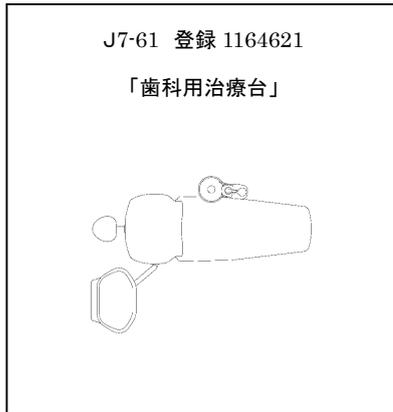
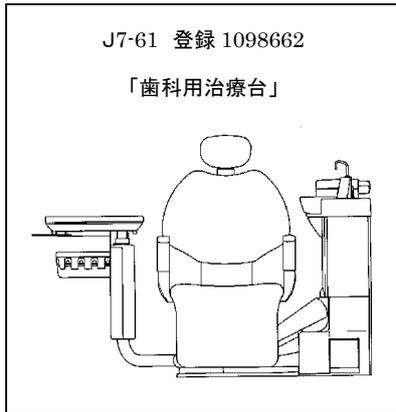
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
歯科用治療台		
歯科用ユニット		

定義

歯科診察室内で用いる診療用機械器具。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

歯科治療用いすは含まない。→D7-252。(ただしこれはいす部分のみについての運用であり、処置用器具を搭載するプレート部分や、照明・うがい用のモジュールが加わって一体として扱われる場合は、歯科用ユニットとしてJ7-61に分類する。)

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-62	歯科診察用器具

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-62	全	歯科診察用器具

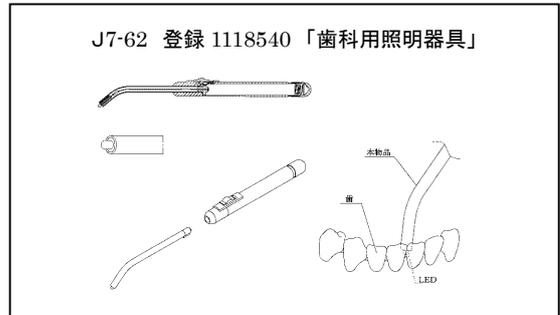
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
歯科用注射筒	歯科用ハンドピース	歯科治療用切削具
根管リーマー	歯科診療用カメラ	

定義

主に歯科医が片手に持ち使用する、処置用器具。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

例えば口腔鏡のような物品について、J7-62には歯科専用の用途のものを分類し、医科用鏡はJ7-32へ分類する。



また、工具(K1)のうちペンチ、携帯用電気グラインダーのハンドピース部(K1-3210)等が 参考対象分野として懸念されることがまれにある。

過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-70	機能回復用機械器具及び更正用機械器具

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J7-70	全	機能回復用機械器具及び更正用機械器具	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
歩行補助器	松葉づえ	
歩行補助器用ハンドル	上下肢訓練具	義手

定義

リハビリテーション用機器及び部品。

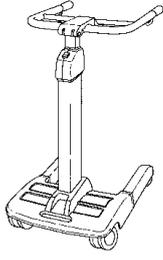
登録1149553号
松葉杖



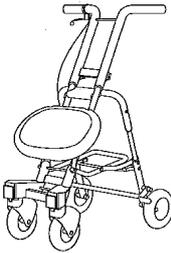
登録1154286号
松葉杖



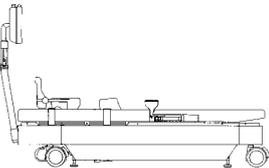
登録1148139号
介護用移動移乗機



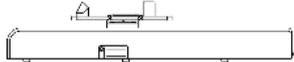
登録1100642号
歩行補助器



登録1131629号
下肢運動療法機



登録1118050号
下肢訓練具



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

以下は含まない。

保温着(B1-000)

腰痛用ベルト(B2-01)

便器用介助具(D5-490)

ベッドの介助用付属品(D7-390)

身体鍛錬器具(E3-0100)

介助用巻き上げ機(G1-200)

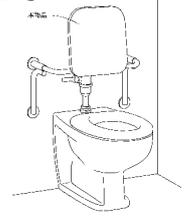
登録1160591号

便器用介助具



登録1113985号

便器用介助具



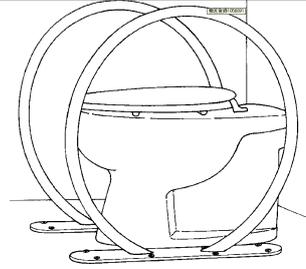
登録1091851号

排便介助用手摺り



登録1056891号

介助用手摺り



矯正用・整体用として使用されるもののうち、素材(プラスチック・陶器等)にかかわらず、枕はC1-11台、クッションはC1-2台に分類する。

マッサージや指圧を行う機能を有するもののうち、矯正用・整体用として用いるものはJ7-70とする。

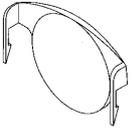
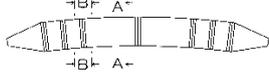
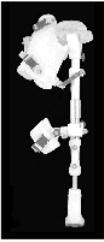
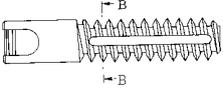
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
J7-70	A	身体の一部を形成するもの

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J7-70	一	義手、義足、眼内レンズ、人工骨、人工関節、整形用インプラント	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

定義(図例必須)			
手術で体内に埋め込む等により身体の機能の回復に使われるもの。			
登録1147535号 眼内レンズ 	登録1099155号 肋骨固定ピン 	登録1130517号 人工骨補填材 	
登録1163891号 義足 	登録1102752号 整形外科手術用 ネジ 	登録1149657号 骨接合用ねじ 	登録1101627号 骨接合用ねじ 

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

松葉づえのように機能的に体の一部の役割を行うものについては付与しない。

分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	

過去に分類した物品の名称		
義手	義足	眼内レンズ
人工骨	人工関節	整形用インプラント

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-710	車いす

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-71	一	車いす

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
D7-252	理美容用いす・腰掛け、医療用いす・腰掛け
G2-200AD	その他の自動車 一人用電動車型

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
車いす	車椅子用マット	電動車いす

定義

車いす本体および部品付属品。

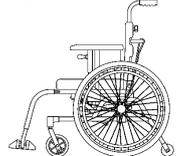
登録1100773号
車いす



登録1098455号
車いす



登録1099194号
車椅子



登録1162988号
電動車椅子

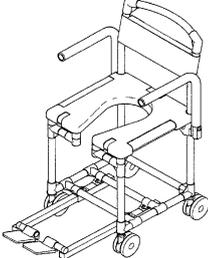


登録1116114号
車椅子

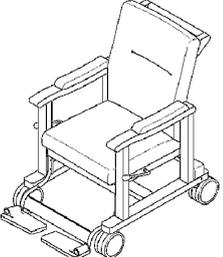


車輪と(介護者がいすを押すための)ハンドルとフットレストの全てを備えている、介護用(移動用、トイレ用、シャワー用)いすを含む。(車輪の大きさを問わず、また物品名や説明にはいすとの記載しかないものも含む。)

登録1122222号
シャワー用椅子



登録1209176号
いす



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

一人(乗り)用「電動車」は福祉用であってもG2-200ADに分類する。

番号1169651号
電動車椅子



分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称
